平成２３年（フ）第１２１号
滋賀県東近江市市辺町966番地６伊藤アパート２号、開始決定時の住所滋賀県東近江市東沖野１丁目２番４号
破産者　深尾まさみ
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１７１号
滋賀県彦根市正法寺町712番地17
破産者　泉　　里美
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４６８８号
大阪府豊中市服部寿町１―10　シティコーポ服部12―207、開始決定時の住所大阪府豊中市三和町２丁目１番２―108号
破産者　小畑　幸三
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７１３号
大阪市平野区長吉六反１丁目10番21号　あかさかパークハイツＢ―201
破産者　ヨシテックこと　髙橋　良門
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１５号
大阪市生野区巽東４丁目８番14号シャーメゾンリベルテ101号岡崎光方、開始決定時の住所奈良県大和郡山市九条町433番地５
破産者　松山　文博
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６６３号
大阪市東成区東中本３―22―４　メゾンラフォーレ801、開始決定時の住所大阪市浪速区塩草３丁目４番９号　正栄館302号
破産者　柊　　裕治
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１３４号
大阪市阿倍野区美章園２丁目21番４号
破産者　岩本　敦志
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１３５号
大阪市阿倍野区美章園２丁目21番４号
破産者　岩本佐知子
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４０４号
大阪市平野区長吉長原４丁目９番15―803号
破産者　新留　　覚（旧姓角辻・佐藤・西牧・三東・友田）
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０６６号
大阪府寝屋川市豊里町６番15号
破産者　田中　　統
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２１１号
大阪市東成区大今里西２丁目３番１号　ウインライフ201号、開始決定時の住所大阪市福島区玉川１丁目５番３―406号
破産者　佐久間和文
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３０２号
堺市南区槇塚台４丁４番58号
破産者　神谷　敦雄
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３３７号
大阪府茨木市若園町11番２号
破産者　坂口　篤志
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７０２号
大阪府河内長野市千代田台町６番６－２号
破産者　太田　和宏
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１６６号
堺市西区北条町１丁34番４号
破産者　阪田　政一
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
広島県廿日市市宮島口西１丁目４番１―405号
破産者　藤田　敏夫
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４号
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2073番地
破産者　横内　繁俊
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第５４号
香川県三豊市詫間町松崎77番地１
破産者　西本　喜八
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第７号
福岡県糟屋郡志免町南里４丁目５番22―105号、開始決定時の住所大分県別府市石垣東10丁目４番１―801号　パルロイヤル別府
破産者　田中　孝紀
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係